**運行管理規程**

第１条（目的）

旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第４８条の２（運行管理規

程）に定めるところにより、事業用自動車の運行の安全確保及び車両の適正な運用に関す

る業務基準を定め、事故防止の徹底を図るため、本規程を定める。

第２条（義務）

運行管理者及び職員並びに従業員は就業規則等諸規程によるほか、本規程により各々職

場秩序を守るとともに業務上の職責完遂に努め、事故防止の徹底に努めなければならない。

第３条（運行管理者等の選任）

道路運送法第（以下「法」という。）２３条（運行管理者）及び運輸規則第４７条の９

（運行管理者等の選任）の規定に基づき運行管理者等を次の基準により選任する。

　　１．統括運行管理者及び運行管理者の選任に当たっては、取締役会がこれを詮衡し、社

長が任命するものとする。解任の場合もまた同様とする。

２．補助者の選任に当たっては、運行管理者の推薦により取締役会で詮衡のうえ社長が

任命するものとする。

　　３．運行管理者は、運輸規則第４８条の５（運行管理者の資格要件）に定められた運行

管理者資格者証を有する者から選任する。

　　４．補助者の推薦は、自動車事故対策機構の基礎講習を終了した者のうちから推薦する

ものとする。

　　５．運行管理者は、運行管理者資格者証を有する者の中から運輸規則第４７条の９によ

る選任すべき運行管理者の数以上、補助者は若干名選任する。

第４条（運行管理者の選任届）

本規程第３条の基準に基づき運行管理者を選任したときは、運輸規則第６８条（届出）

に基づき１５日以内に当該営業所の所在地を管轄する運輸支局長に届出るものとする。こ

れを変更・解任したときもまた同様とする。

第５条（運行管理の組織）

運行管理業務の職制は、運行管理の組織図を作成し、次のとおりとする。

　　１．各営業所の運行管理部長にあっては運行管理を統括する統括運行管理者とする。

　　２．運行管理者は、統括運行管理者を補佐し運行管理業務を処理することとし、複数の

運行管理者が選任されている営業所にあっては、職務分担を明確にしておくものと

する。ただし、重要な事項については統括運行管理者の指示をもって処理するもの

とする。

　　３．補助者は別に定めるほか、運行管理者の指示により運行管理者の行う業務の補佐を

行うものとする。

　　４．乗務員は、安全及び服務のための規律（以下「服務規律」という。）に定められた

規程のほか運行管理者の指示に従い輸送の安全確保に努めなければならない。

第６条（運行管理者及び補助者の勤務時間）

運行管理者又は補助者の勤務時間は就業規則によるほか、次のとおりとし、事業用自動

車の運行中は必ず運行管理者又は補助者が営業所にいなければならない。

 １．運行管理者の勤務時間は原則として午前７時００分から午後４時００分までの日勤

とする。ただし、宿直の場合は午前７時００分より翌日午前８時３０分までとする。

２．補助者の勤務時間は原則として午前７時００分から午後４時００分までの日勤とす

る。ただし、宿直の場合は午前７時００分より翌日午前８時３０分までとする。

第７条（運行管理者と補助者の勤務の関係）

運行管理者は職場を離れる場合又は補助者に補助させる場合には、補助者に業務の引継

ぎを行うとともに、補助者に対し補助させる職務の範囲とその執行方法を明確に指示し、

かつ、常に所在を明らかにしておかなければならない。

　　１．運行管理者は補助者の行った運行管理業務についてもその責任を持たなければなら

ない。

２．補助者は運行管理者補佐し、補助して行った業務について運行管理者に報告すると

ともに裁決を得なければならない。

第８条（一般準則）

運行管理者は法令の規定、就業規則並びに本規程に基づき何よりも優先して運行の安全

確保に努めるとともに乗務員に対し、接客態度の向上、労働モラルの高揚、運行の効率化

について充分な指導監督を行い、良質な輸送力の供給維持と事業の健全な発展に寄与する

よう努めなければならない。

第９条（権限）

運行管理者は、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有する。

　　２運行管理者は、運行の安全に関する必要な事項を上長に助言することができるものと

する。

第１０条（職務）

運行管理者は、運輸規則第４８条に規定する業務及び本規程に定めるところに従い、誠

実かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

第１１条（乗務員の選任及び乗務）

運行管理者は、乗務員の選任に関して、次の事項に留意しなければならない。

１．第２５条（１）、（２）、（３）の要件を満たしたものであること。

　　２．運輸規則第３６条に定められた次の禁止事項に抵触しないものであること。

　　　イ日々雇い入れられる者

　　　ロ２箇月以内の期間を定めて使用される者

ハ試みの使用期間中の者（１４日を超えて引続き使用されるに至った者を除く。）

　　　ニ１４日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸し、その他の方法による金銭

の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）を受ける者

第１２条（乗務員の確保）

運転者については、公休、有給休暇、病欠、欠勤、その他過労防止等を考慮し原則とし

て常時、事業計画の遂行に必要な運転者を第１１条に基づき確保すること。

第１３条（乗務員の過労防止）

運行管理者は、常に乗務員の健康状態、勤務状態を把握し、過労にならないようあらか

じめ一定期間の勤務割を作成し関係者に周知し、運輸規則第２１条に定める諸事項につい

て適切な処置を講じなければならない。

　　　　　１．運行の安全確保、交通事故防止の見地から、乗務員の健康状態の把握に努め、就業

中の飲酒等は絶対行わないよう指導するとともに、疾病及び疲労等の場合には、直

ちに運行を中止する措置をとること。

 ２．公休割当に対しては、止むを得ない事由のある場合のほか変更させてはならない。

　　３．運行管理者は、乗務員の運行中における労働時間及び休憩時間に関して不足するも

のについては適切に指導教育し、所定労働時間の遵守と安全の確保を期さなければ

ならない。

 ４．乗務員の休憩、仮眠、睡眠に必要な施設を整備するとともに、衛生環境に留意して

清潔維持に努めなければならない。

第１４条（乗務員の安全及び服務のための規律）

運行管理者は、乗務員の服務について就業規則等に基づき厳格に指導監督する。

第１５条（乗務員の指導監督）

乗務員の指導監督については、運輸規則第３８条等に基づき、旅客自動車運送事業の業

務に従事する運転者としての責任と義務の遂行に必要な知識技能の習得及び資質の向上を

主眼とし、運行管理者等と連携し運行の確保、接客態度及び労働モラルの向上、運行の効

率化等、業務の適切な遂行に必要な次の事項の指導監督及び適性診断の受診を実施しなけ

ればならない。

１．年間教育計画の作成

　　２．日常教育

　　３．必要な都度行う教育

　　４．特別な教育指導及び適性診断の受診

　　　（１）事故惹起者に対する教育指導及び適性診断を受診させること。

（２）新規採用運転者に対する教育指導及び適性診断を受診させること。

　　　（３）高齢運転者に対する教育指導及び適性診断を受診させること。

　　　（４）適性診断の受診結果に基づく運転者への助言を行うこと。

第１６条（乗務前点呼及び日常点検）

運行管理者または補助者は、次の要領により対面により乗務前点呼を行い、運行の安全

を確保するために必要な指示を与えなければならない。

 １．乗務員の出勤を確認すること。

２．自動車点検基準に基づく日常点検に関し、整備管理者と連携し、その確実な履行を

監督し、異常の有無等について点検結果を確認すること。

３．乗務員に、その日の心身状況、健康状態を申告させること。

４．疾病、疲労、飲酒、麻薬等その他の理由により安全運転のできないおそれのある者

は乗務させないこと。

５．運転免許証の所持並びに有効期限の確認、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険

証、非常信号用具、応急用具、故障時の停止表示器、スペアタイヤ等につき運転者

に有無を報告させること。

　　６．当日の運行経路の状況、天候等安全運行に必要な指示注意を与えること。

７．服装の点検及びサンダル履きのないように確認すること。

第１７条（乗務後点呼）

運行管理者または補助者は、次の要領により対面により乗務後点呼を行い、その日の運

行状況を確認しなければならない。

１．車両の状況について報告させ、整備を要する箇所のある車両については、整備管理

者に通報して確実に整備すること。

２．健康状態に関し身体の異常について申告させること。

３．交通事情、道路状況等運行上の支障となる事項について報告を受けること。

４．乗務記録の記載内容について確認し、不備な点は訂正させること。

５．車両の鍵、金銭等を返納させること。

第１８条（間接点呼）

遠隔地において乗務開始または乗務終了し、乗務前点呼または乗務後点呼が対面で行え

ない場合は、電話等により点呼を行うものとする。

第１９条（点呼記録の保存）

運行管理者は、点呼の実施結果並びに次の事項等を記録し、記載した日から１年間保存

しておくこと。

１．乗務前点呼

イ　点呼執行者名

ロ　運転者名

ハ　乗務する事業用自動車の登録番号または識別できる記号等

ニ　点呼日時

　　　ホ　点呼方法

ヘ　運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況

ト　日常点検の状況

チ　指示事項

リ　その他必要事項

２．乗務後点呼

イ　点呼執行者名

　　　ロ　運転者名

　　　ハ　乗務する事業用自動車の登録番号または識別できる記号等

　　　ニ　点呼日時

　　　ホ　点呼方法

　　　ヘ　自動車、道路及び運行の状況

　　　ト　交代運転者に対する通告

　　　チ　その他必要な事項

第２０条（運転者以外の運転禁止）

運行管理者は、運転者として選任された者以外の者及び無資格者に事業用自動車を運転

させないこと。

第２１条（乗務記録）

運行管理者は、乗務記録用紙を乗務前点呼時に運転者に交付し、次に掲げる事項を運転

者毎に記録させ、乗務後点呼時に提出させること。

イ　運転者名

ロ　車両の登録番号または記号

ハ　乗務の開始、終了の地点、日時及び主な経過地並びに乗務距離

ニ　運転を交代した場合は、その地点及び日時

　　　ホ　休憩または仮眠をした場合は、その地点及び日時

　　　ヘ　道路交通法第７２条第１項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則第２

条に規定する事故または著しい運行の遅延その他の異常な事態が発生した場合に

あっては、その概要及び原因。

２．運行管理者は、前項の記録の内容を検討し、運転者に対し安全運行及び効率的な運

行等について必要な指導を行うこと。

３．乗務記録は、１年間保存しなければならない。

第２２条（車両の清潔保持）

運行管理者は、車両を常に清潔に保持するよう指導監督に努めなければならない。

第２３条（苦情処理）

運行管理者は、苦情の申し出があった場合は、申し出人の氏名、住所、連絡先の他、運

輸規則第３条第２項による内容を記録したうえで、その記録を１年間保存しなければなら

ない。

第２４条（乗務員台帳）

運行管理者は、次の事項を記載した乗務員台帳を、営業所の運転者毎に作成し、営業所

毎に備え置かなければならない。

　　（１）作成番号及び作成年月日

　　（２）事業者の氏名または名称

　　（３）運転者の氏名、生年月日及び住所

　　（４）雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日

　　（５）道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ　運転免許証の番号及び有効期限

ロ　運転免許の年月日及び種類

ハ　運転免許に条件が付されている場合は、当該条件

　　（６）事故を引き起こした場合または道路交通法１０８条の３４の規定による通知を受

けた場合は、その概要

（７）運転者の健康状態

　　（８）第１５条の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診状況

（９）乗務員台帳の作成前６月以内に撮影した単独、上３分身、無帽、正面、無背景の

写真

２．運転者が転任、退職等により運転者でなくなった場合は、直ちに、乗務員台帳に運

転者でなくなった年月日及び理由を記載し、３年間保存すること。

第２５条（選任運転者以外の運転禁止）

運行管理者は、次の要件を満たさない者に事業用自動車を運転させてはならない。

　　（１）２１歳以上であること。

（２）普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車又は牽引自動車である大型特殊自

動車の運転経験の期間が通算して３年以上であること。

（３）運転する事業用自動車の種類に係る第二種免許を受けており、かつ、その効力が

停止されていないこと。

（４）運転者として選任されていること。

第２６条（運行中断時の措置）

運行管理者は、車両故障、事故又は乗務員の急病、その他やむを得ない事由により車両

の運行を中断した時は、当該車両の旅客のために次の事項に関して適切な措置を講じなけ

ればならない。

　　（１）旅客の運送を継続すること。

（２）旅客を保護すること。

（３）旅客を出発地又は目的地まで送り届けること。

第２７条（事故発生時の措置）

運行管理者は、事故発生の場合次の措置をとらなければならない。

　　（１）人身事故の場合、運転者に次の事項について適切な措置をとらせること。

　　　　イ　負傷者を確認し、速やかに応急手当、その他必要な救急の措置を講ずること。

ロ　損害拡大防止の措置をとること。

ハ　警察官に届出、連絡すること。

ニ　事故の発生に関し、会社に電話連絡し、運行管理者の指示に従うこと。

ホ　死傷者のある場合は、速やかに死傷者の保護に当たること。

ヘ　遺留品を管理すること。

（２）高速道路上の事故は道路管理者に通報するとともに、その指示に従い上記に準じ

て処理を行うこと。

（３）運行管理者は、現地の状況を速やかに掌握して必要と認める場合は現地に急行し、

警察官、相手方、目撃者の意見等を聴取する他、現場の写真を撮影すること。

（４）運行管理者は、死傷者又は物件の損害等が生じた場合は、積極的にその解決に努

めなければならない。

第２８条（重大事故報告等）

運行管理者は、自動車事故報告規則に基づき、重大事故に該当する場合は３０日以内に

事故報告をすること。また、事故速報に該当する場合は２４時間以内に、運輸支局長に対

し事故速報を送付しなければならない。

第２９条（事故再発の防止）

運行管理者は、自動車事故報告規則第５条（事故警報）に基づく対策指示を行うととも

に、事故状況を把握し、内容の検討、原因究明を行い事故関係の資料等を整理し再発防止

の対策を講じること。

第３０条（異常気象時の措置）

運行管理者は、天災その他の理由により輸送の安全確保に支障を生じまたは生ずるおそ

れのあるときは、次のとおり措置を講じること。

（１）新聞、ラジオ、テレビ、その他の方法により降雨、降雪等異常気象、地震、火災

等の災害あるいは鉄道事故、道路事故、暴動による交通不能等の場合は、運行を

中止すること。

（２）積雪及び路面凍結等で運行に危険を伴う場合は、運行を中止すること。

（３）その他気象上、安全運行に支障があると認められる場合は、運行管理者の責任に

おいて状況把握を行い、運行の中止または制限等を行い安全確保に万全を期すこ

と。